**嘉島町新型コロナウイルス感染症対策特別資金利子補給金交付要綱**

**（趣旨）**

**第１条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた町内の中小企業者の経営安定化を図るため、熊本県中小企業融資制度のうち「熊本県金融円滑化特別資金」（以下「特別資金」という。）の融資を受けた者に対し、予算の範囲内で利子補給金を交付することについて、嘉島町補助金等交付規則（平成23年規則第１号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。**

**（対象資金）**

**第２条 利子補給金の交付対象となる特別資金は、次の各号のとおりとする。**

1. **熊本県金融円滑化特別資金（新型コロナウイルス感染症対策分）**
2. **熊本県金融円滑化特別資金（セーフティネット保証４号新型コロナウイルス感染症対策分）**
3. **熊本県金融円滑化特別資金（危機関連保証新型コロナウイルス感染症対策分）**

**（利子補給の対象者）**

**第３条 利子補給金の交付対象となる者は、特別資金により事業資金の融資を受けた者（以下「借受人」という。）のうち、町内に事業所等を有する個人事業者若しくは法人その他の団体であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。**

1. **中小企業法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業者又はこれらを構成員とする団体若しくはこれに準ずる者**
2. **中小企業者のうち、個人にあっては町内に住民票を有する者、法人にあっては町内に本社を有する者**
3. **町税の滞納がない者**
4. **嘉島町暴力団排除条例(平成23年条例第11号)第２条第１号又は第２号に該当しない者**
5. **利子補給金の交付申請時において本町以外の者から当該特別資金に係る利子補給を受けていない者**

**（利子補給金の額）**

**第４条 利子補給金の額は、当該特別資金に係る毎年１月１日から12月31日までの間に支払った利子の全額とする（約定償還日を超えたことにより支払うべき遅延利息を除く）。ただし、利子の補給を受けることができる上限は元金1,000万円、年率２．３％（当該融資で適用された利率を限度とする。）とする。**

**２　前項の規定による利子補給金の額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。**

**（利子補給の期間）**

**第５条 利子補給の対象となる特別資金の借入期間（以下「補給期間」という。）は、特別資金の融資実行日（以下「借入日」という。）から３年以内とする。なお、補給期間内に他の特別資金による借り換えが行われた場合においても、最初に実行された特別資金の借入日から３年以内とする。**

**２　前項の規定にかかわらず、補給期間において、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日を補給期間の終期とする。**

1. **個人にあっては町外に転出した場合、法人にあっては本社を町外に移転した場合　当該転出した日若しくは本社を移転した日**
2. **償還期限を繰り上げて償還を完了した場合　償還を完了した日**
3. **償還を怠った場合及び熊本県信用保証協会が代位弁済を行った場合　約定に従い償還をした最後の日**
4. **事業を休止し、又は廃止した場合　当該休止し、又は廃止した日**

**（利子補給の申込等）**

**第６条 利子補給金の交付を受けようとする借受人は、町が別に定める期間内に、嘉島町新型コロナウイルス感染症対策特別資金利子補給申込書（様式第1号）（ 以下「申込書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。**

1. **借入を証する書類（金銭消費貸借契約書等の写し）**
2. **償還計画が分かるもの（償還予定表等の写し）**
3. **新型コロナウイルス感染症対策に基づく融資であることが分かる書類（信用保証協会が発行する保証決定通知等の写し）**
4. **その他町長が必要と認める書類**

**２ 前項の規定にかかわらず、特別資金の償還を全て終えた借受人が、利子補給金の交付を受けようとする場合は、最終償還日の属する年に支払った特別資金の借入れに係る利子の額について、前項に掲げる書類を町長に提出することができる。なお、提出することができる期間は町が別に定める。**

**３ 町長は、前２項の規定による申込書の提出があった場合には、その内容を審査し、その結果を嘉島町新型コロナウイルス感染症対策特別資金利子補給認定通知書（様式第２号）（ 以下「認定通知書」という。）若しくは嘉島町新型コロナウイルス感染症対策特別資金利子補給申込却下通知書（様式第３号）により、申込者に通知するものとする。**

**（利子補給の交付申請）**

**第７条 前条の規定により利子補給金交付の認定を受けた者（ 以下「認定者」という。） は、毎年２月15日までに、その前年に支払った利子額について、嘉島町新型コロナウイルス感染症対策特別資金利子補給金交付申請書（様式第４号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。**

1. **取扱金融機関の発行する利子支払実績証明書（様式第５号）**
2. **誓約書（様式第６号）**
3. **その他町長が必要と認める書類**

**（利子補給の交付決定）**

**第８条 町長は、認定者から前条に規定する書類の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補給金の交付を決定し、補給金額を確定する。**

**２　前項の規定による補給金の交付決定及び補給金額の確定の通知は、嘉島町新型コロナウイルス感染症対策特別資金利子補給金交付決定及び交付額確定通知書（様式第７号）により行うものとする。**

**（利子補給金の請求）**

**第９条　前条第２項の決定通知を受けた者は、嘉島町新型コロナウイルス感染症対策特別資金利子補給金請求書（様式第８号）を町長に提出することにより、利子補給金の請求を行うものとする。**

**（利子補給金の返還等）**

**第１０条 町長は、利子補給金の交付を受けた借受人が、次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付決定を取り消し、又は既に利子補給金が交付されているときは、その全部若しくは一部を返還させることができる。**

1. **この要綱に違反したとき。**
2. **虚偽その他不正な行為により利子補給の交付を受けたとき。**
3. **特別資金の借入金を融資の目的以外の目的に使用したとき。**
4. **その他町長が適当でないと認めたとき。**

**（変更の届出）**

**第１１条 認定者又は認定を受けようとする者が、申込内容に変更があった場合はすみやかに嘉島町新型コロナウイルス感染症対策特別資金利子補給申込内容変更届（様式第９号）に変更内容の確認できる書類等を添えて町長に届けなければならない。**

**（その他）**

**第１２条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。**

**附 則**

**（施行期日）**

**１　この要綱は、公布の日から施行する。**

**（この要綱の失効）**

**２　この要綱は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。**